



大阪労働局発表
平成 28 年 1 月 28 日

【照会先】
大阪労働局労働基準部監督課

電話番号 06-6949-6490

報道関係者 各位

86 件（全国最多）の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検

～平成 27 年における送検状況について～

大阪労働局（局長 中沖剛）は、平成 27 年（1～12 月）の送検状況（大阪労働局及び管下 13 の労働基準監督署が労働基準法，労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したもの）を以下のとおり取りまとめた。

○送検件数	86 件（対前年比	- 4 件	- 4.4%）
○法令別件数			
労働基準法等違反	49 件（対前年比	+ 15 件	+ 44%）
労働安全衛生法違反	37 件（対前年比	- 19 件	- 34%）

労働基準監督機関では、労働基準法，労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。今般、大阪労働局における平成 27 年の送検状況を取りまとめたものである。

※ 労働基準法第 102 条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法，労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

(1) 送検件数 [表1参照]

平成27年の送検件数は86件で、前年の90件から4件(約4%)減少した。

(2) 法令別件数 [表1参照]

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件(以下「労働基準法等違反事件」という。)が49件、労働安全衛生法違反事件が37件である。
- ・ 昨年と比較して労働基準法等違反事件の件数は15件(約44%)増加し、労働安全衛生法違反事件は19件(約34%)減少した。
- ・ 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金の不払」が16件、「割増賃金の不払」が6件、「労働時間・休日等」が18件となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「機械等危険防止」が9件、「墜落等危険防止」「就業制限」が3件、「作業主任者の選任等」が11件、「労災かくし」が7件等となっている。

(3) 業種別件数 [表2参照]

業種別では、接客娯楽業、建設業が20件で最も多く、続いて製造業14件となっている。

(4) 端緒別件数 [表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では49件中22件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、37件中15件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

送検件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは24件(約28%)である。

(5) 強制捜査件数 [表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

平成27年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は10件である。

2 特徴

- ・ 平成27年は、昨年と比較して、労働基準法等違反事件が増加し、特に労働時間・休日等にかかる違反での送検が、18件(平成26年4件)と増加している。
- ・ 業種別では、接客娯楽業が20件(平成26年2件)と増加した。
- ・ 送検事例は別添のとおり

3 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、違法な長時間労働を繰り返す企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

表 1 法令別件数

		平成25年	平成26年	平成27年(前年比)
総件数		79 100%	90 100%	86 (-4) 100%
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	19	12	16
	解雇 (労働基準法第20条)	0	0	0
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	7	8	6
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	4	4	18
	その他	2	10	9
	計	32 41%	34 38%	49 (+15) 57%
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	8	24	9
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	5	5	11
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	17	7	3
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	5	5	7
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	0	7	3
	その他	6	8	4
	計	41 59%	56 62%	37 (-19) 43%

注1: 主たる送検条文により集計。

注2: 法令ごとの主な司法処分事例は別添のとおり。

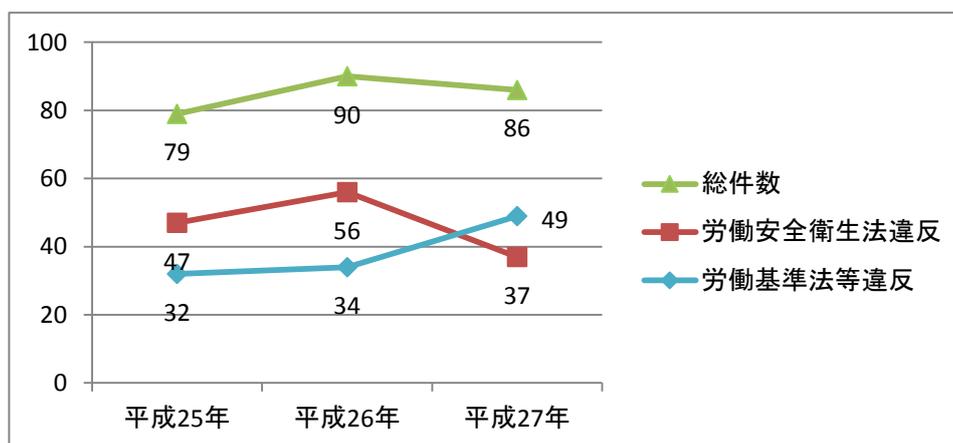


表 2 業種別件数

	平成25年	平成26年	平成27年
製造業	24 30%	26 29%	14 16%
建設業	24 30%	23 26%	20 23%
運輸交通業	5 6%	7 8%	5 6%
商業	5 6%	14 16%	10 12%
接客娯楽業	2 3%	2 2%	20 23%
その他	19 24%	18 20%	17 20%
総件数	79 100%	90 100%	86 100%

表 3 端緒別件数

	平成25年			平成26年			平成27年		
	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計
告訴・告発	16	1	17	19	0	19	22	2	24 28%
告訴・告発以外	16	46	62	15	56	71	27	35	62 72%
(うち、重大な労働災害)	(4)	(30)	(34)	(4)	(28)	(32)	(2)	(15)	(17) 18%
総件数	32	47	79	34	56	90	49	37	86 (100%)

表 4 強制捜査件数

	平成25年	平成26年	平成27年
総件数 ※	79 100%	90 100%	86 100%
強制捜査(搜索、差押等)件数	12 15%	17 19%	10 12%

※ 当該年において送検した事件に関する件数である。

平成 27 年 送検事例

I 労働基準法等違反事件の事例

事例 1 違法な長時間労働、賃金不払い残業

大阪府大阪市北区に本社を置き、全国に店舗を展開する飲食業者が、大阪府所在 15 店舗及び京都府所在 2 店舗において、労働者に最長の者で 130 時間を超える時間外労働させ、また休憩時間を与えず、時間外労働に対する割増賃金を支払わなかったもの。

(労働基準法第 32 条, 34 条, 37 条違反)

※ 労働基準法第 32 条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

※ 労働基準法第 34 条

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

※ 労働基準法第 37 条第 1 項

使用者が、前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、・・・その時間の労働については、2 割 5 分以上・・・の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

事例 2 労働時間 (36 協定あり・過重労働事案)

大阪市西区内に本社を置く警備業者が、労働基準法第 36 条に基づく時間外労働・休日労働に関する労使協定で定める延長時間を超えて、労働者 1 名に時間外労働を行わせたもの。

その結果 1 か月で 160 時間を超える時間外労働が行われていた。

(労働基準法第 32 条違反)

※ 労働基準法第 32 条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

※ 労働基準法第 36 条第 1 項

「使用者は、・・・協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、・・・その協定の定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」

Ⅱ 労働安全衛生法違反事件の事例

事例 1 プレス機械による災害

大阪府豊中市内の金属製品製造業者が、動力プレスについて、特定自主検査を実施せず使用させたもの。

結果金型に指を挟まれ、3指を切断する災害が発生した。

(労働安全衛生法第 45 条, 労働安全衛生規則第 134 条 2, 135 条の 3 違反)

※ 労働安全衛生法第 45 条

- 1 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。
- 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)に実施させなければならない。

※ 労働安全衛生規則第 134 条の 2

事業者は、動力プレスについては、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない動力プレスの当該使用しない期間においては、この限りでない。

※ 労働安全衛生規則第 135 条の 3

動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)は、第百三十四条の三に規定する自主検査とする。

事例 2 トラクター・ショベルの用途外使用

大阪市港区内の産業廃棄物の収集及び運搬業者が敷地内において、鋼鉄製の金網(重量約 1 トン)を移動させるにあたり、労働者に整地・運搬・積込み及び掘削を主たる用途とする車両系建設機械であるトラクター・ショベルを、同機械のバケットの先に金網を引っかける形で使用させた。

結果、金網が外れ、労働者が砂山と金網に挟まれ頸部圧迫により死亡した。

(労働安全衛生法第 20 条, 労働安全衛生規則第 164 条違反)

※ 労働安全衛生法第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

※ 労働安全衛生規則第 164 条

事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。